

私設私書箱サービス契約書

サービス提供主 J-address.com（以下「甲」という）とサービス受領者〇〇〇〇（以下「乙」という）は、甲乙間の継続取引に関して、以下の内容の取引基本契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対して荷物受取代行サービス及び転送サービス(以下「私設私書箱サービス」という)の提供を継続的におこなうにあたり、その基本的条件を定めるものとする。

第2条（基本契約性）

本契約は、甲を私設私書箱サービス提供元とし乙を私設私書箱サービス受領者とする契約（以下「個別契約」という）のすべてに適用されるものとする。但し、個別契約において本契約と異なる事項を定めた場合、個別契約が本契約に優先する。

第3条（個別契約）

甲が乙に提供する私設私書箱サービスの具体的品目、価格、その他具体的内容は、個別契約において定める。但し、甲乙協議の上、これに代わる方法を定めることができる。

第4条（引渡及び受領権限者）

荷物の受領権限は乙本人のみが有するものとし、契約の際に身分証及び海外現住所の確認を行う。引渡はその都度、国際・国内郵便、宅配便等にて行うものとする。なお、引き渡しに際し乙は受取人を指定することができる。

第5条（受取物の制限）

1. 下記該当物に関して甲は受け取れず、配送業者からの受取を拒否するものとする。

- ①現金書留、小切手、有価証券が封印されていると判断されるもの。
- ②預貯金通帳が封入されていると判断されるもの。
- ③住所・身元確認用の書留郵便。
- ④特別送達郵便（裁判所から送られる郵便物）、内容証明、電報 など。
- ⑤クール便（冷凍・冷蔵）、生ものなど、荷物の性質上早急な受取りを要するもの。
- ⑥爆発物等、危険物。
- ⑦冷蔵庫、洗濯機等、大型の郵送物。
- ⑧着払い及び代引きにおいて、保証金+預託金（デポジット）以上の支払いが必要な場合。

⑨その他、法令に反する全てのもの、または甲が受け取れないと判断したもの。

2. 下記該当物に関して甲は乙の許可なく返送または処分にて対応できるものとする。

①登録にない宛名、又は登録にない会社名（屋号）が併記されたもの。

②日本に居住している家族宛てのもの。（追加契約が必要、一時帰国は除く）

③解約後に到着した場合

第6条（保管期限）

私書箱の容量を超えた場合、甲よりその旨の連絡を行い、保管期限はその後1週間以内とする。乙は期限内に転送、破棄処分、容量拡大の契約のいずれかにより容量確保をしなければならない。容量以下の場合、契約期間中は保管期限の設定は行わない。ただし、1か月間乙との連絡が取れない場合には契約切れとなり甲にて処分する。その際、甲は一切の責任を負わないものとする。

第7条（決済）

1. 私書箱費用は下記のいずれかの方法で支払うものとする。尚、支払いに関する手数料は乙の負担とする。

・毎月指定日に paypal 自動引き落としによる翌月分の前払い

・更新日前日までに銀行振り込みによる3か月分の前払い

・3か月分の更新費用以上の金額を預託金（デポジット）しておき、甲による自動精算

2. 転送、オプション等の利用時発生費用に関しては都度払いもしくは預託金払いとする。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約により知り得た情報、機密を第三者に無断で開示又は漏洩してはならない。

また、甲は乙の許可もしくは指示無く乙宛ての郵便物を開封してはならない。ただし、破損が疑われる、受取ができない品物と疑われる、海外転送でインボイス作成の為に確認等の理由での開封はこの限りでは無い。

第9条（解約）

甲及び乙は、相手方に対しての事前の通知をもって、本契約を解約することができる。

尚、解約日は通知日ではなく、乙の指定住所へ荷物を発送若しくは乙の指示により処分して私書箱を空とした日とする。また、金銭の清算も同日に対応するものとする。

第10条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約又は個別契約の各条項に違反した場合は、本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に対して何等の催告なしに本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- ① 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は滞納処分、保全差押を受け、若しくはこれらの申立、処分を受けるおそれのある事由が生じたとき。
- ② 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分若しくは取引停止手形処分を受けたとき。
- ③ 破産、再生手続開始、更生手続開始、私的整理手続開始、特別清算の申し立てがあったとき。
- ④ 営業の停止又は解散。
- ⑤ 反社会勢力とのかかわりがある、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- ⑥ 乙の申し込み内容、提出書類に虚偽が認められた場合。
- ⑦ 乙の利用法が甲の定めるルールを逸脱している場合。

第 11 条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約の各条項に違反した場合、若しくは第 10 条 2 項に基づき本契約を解除した場合、これによって被った損害の賠償を相手方に請求できる。

2. 盗難・火災及び甲の過失により保管品に損害が出た場合、乙は下記の範囲で甲に対し賠償を請求できる。

①甲の加入している受託物賠償責任保険の範囲が基本となる。

・保管商品の全損の場合は現状の実勢価格。破損の場合は保険会社の規定に従う。

・一般的な火災は保険対象であるが、地震に伴う火災は大規模災害であり保険会社免責事項となる。

②金額的な価値を算出できない書類（お手紙）については再発行の諸経費は損害賠償の対象とする。

また、乙は甲に対し差出人への再発行のサポートを請求することができる。サポートの代替えを金銭で請求する場合は 1 カ所の場合は 500 円、複数の場合でも上限を 2000 円とする。

③上記の賠償は Web 確認(写真撮影)での到着の確認が取れるものに限る。利用がない場合は、保管品の確定が出来ず賠償対象外となる。また、賠償にかかわる他の事項についても甲の免責事項とする。

3. 国際・国内輸送中の紛失、破損事故については各運送会社への賠償請求となる。

①乙は甲に対し各運送会社に対しての調査請求・損害賠償請求のサポートを依頼できる。

②甲は乙の依頼により輸送手続きを代行するものであり、事由に拘わらず商品・その他費用についての損害賠償を負うものではない。

③甲乙間で特約を結んだ輸送に関しては配達完了に至らない場合に甲は契約に沿って再配達の手配及び費用を負担しなくてはならない。ただし、損害賠償は他の項目同様に免責であり請求は各運送会社に対するものとなる。

第 12 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より最低 6 ヶ月とし、期間満了前までに甲又は乙から相手方に対し本契約改廃の意思表示がなされないときは、本契約は同内容にて自動的に 1 ヶ月更新されるものとし、以後も同様とする。

令和 年 月 日

（甲）住所

代表者名

印

（乙）住所

代表者名

印